

改正風営適正化法の概要

< 風俗営業 >

(適正に営まれば国民に憩いを与える営業)

接待飲食等 営業	遊技場営業
キヤパリー 料理店 クラブ	ゲームセンター パチンコ屋 まあじゃん屋
<ul style="list-style-type: none"> ・許可制 ・営業地域の規制 ・営業時間の制限 ・騒音振動の制限 ・広告宣伝の規制 ・客引きの禁止 ・年少者の従事制限 ・年少者の立入制限 ・善良な営業者の認定 一定の規制緩和 ・接客従業者への売春強要の防止 	

< 性風俗関連特殊営業 >

(いわゆるセックス関連営業で、厳しく制限すべきもの)

店舗型性風俗 特殊営業	無店舗型 性風俗特殊営業	映像送信型 性風俗特殊営業
個室ラブホテル ストリップ劇場 ソープランド	派遣型ファッションヘルス アダルトビデオ等通信販売	インターネット等利用の アダルト画像送信営業
<ul style="list-style-type: none"> ・届出制 ・厳しい営業地域の規制 ・深夜における営業時間の制限 ・広告宣伝の規制 ・客引きの禁止 ・年少者の従事制限 ・年少者の立入制限 ・接客従業者への売春強要の防止 	<ul style="list-style-type: none"> ・届出制 ・広告宣伝の規制 ・年少者を客とすることの禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ・客の年齢確認

< 飲食店営業 >

酒類提供 飲食店営業
スナック等
<ul style="list-style-type: none"> ・22時以降の ・年少者の従事制限 ・年少者の立入制限(その他深夜営業につき届出制等の規制) ・接客従業者への売春強要の防止

接客業務受託営業

(コンパニオン派遣業等)

受託接客従業者への売春強要の防止

- ・受託接客業者への高額な借金背負わせの禁止
- ・受託接客従業者の旅券取り上げ等の禁止